資料 4 事務局提出資料

自治体への情報提供



令和3年4月27日 地域情報化企画室

行政手続オンライン化の方向性

手続の種類	行政手続オンライン化の方向性		デジタル基盤は革支援補助金	
子がルク性ス	11以子がハンプ フロのの旧日	申請情報入力フェーズ (住民)	申請情報受付フェーズ (地方公共団体)	(自治体オンライン手続催進事業)
特に国民の利便性向上に資する オンライン化対象手続(31手続)のうち、 子育て関係・介護関係の26手続 ・児童手当等の受給資格及び 児童手当の額についての認定請求 ・要介護・要支援認定の申請 等 (※1)	・マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行う。 ・なお、2021年夏頃までに、マイナンバー利用事務系へのオンライン接続に係る標準仕様が示される予定である。	を活用し、民間WEBサイトやアプリ等において申請画面及び機能を構築(マイ	・マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行う場合 →連携サーバやFWの設置、その他周辺機器の改修、LGWANとマイナンバー事務利用系との接続に係る改修等が必要。	・全26手続についてマイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続が完了することが <u>必須要件</u> 。
31 手続以外の全ての手続 (・「デジタル・ガバメント実行計画」別紙4 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続 ・それ以外の手続	受するが、それ以外の方法によるオンライン化を妨げない。 ・ただし、基幹系17業務システムについては、それぞれ標準仕様が作成され、マイナポータルとのオンライン接続について記載される可能性があることを踏まえ、オンライン化の際にはひったりサービスの活用またはぴったりサービス申請APIの活用を前提として調達を検討し、将来的に手戻りのないようクラウドでの導入の検討、またはシステムの作り込みの回避をすることが望ましい。	ナポータルにおいては、令和2年12月から、地方公共団体や民間事業者において「ぴったりサービス申請API」と連携したWEBサイトやアプリを開発することがで、ぴったりサービスをは出まることが可能)・マイナポータルと自治は大力を表表を行わない場合・独自のオンライン申請サービスを構築	・マイナポータルと自治体 の基幹システムのオンライ ン接続を行わない場合 →独自のオンライン申請 サービスを構築。	・上記の手続を行う場合、 他の手続についても、マイナポータルと基幹システム の接続によりオンライン化を行うのであれば、補助金 の対象経費となる。

- ●令和4年度末までに、共同利用における汎用型電子申請システム(※2)を導入し、電子申請(※3)の受付を開始する都道府県又は市町村に対して、その導入に要する経費を特別交付税の対象とする。 ただし、「デジタル基盤改革支援補助金(自治体オンライン手続推進事業)」を充てる事業に係る地方負担については、普通交付税措置があるため、当該事業に対して「特別交付税(共 同オンライン申請システムの導入経費)」を充てることはできない。補助金の申請及び特別交付税の基礎数値報告の際には二重計上とならないよう、十分に留意されたい。
- (※1)上記特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続(31手続)のうち、子育て関係・介護関係を除く5手続は以下のとおり。
 - ・自動車保有関係(4手続・都道府県対象手続): 自動車税環境性能割の申告納付、自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告、自動車税住所変更届、自動車の保管場所証明の申請
 →警察庁・総務省・国土交通省が提供する自動車保有関係手続のワンストップ サービスにより対応。
 - ・被災者支援関係(1手続・市区町村均多手続):罹災証明書の発行申請
 - →内閣府が整備するクラウド型被災者支援システム(2022年度から運用開始を予定)とマイナポータルとの連携による対応を想定。
- (※2)複数の手続をオンラインにより受け付けることができるとともに、当該職員でも、容易に手続の追加が可能となるシステム(マイナポータルのぴったりサービスを含む。)
- (※3)「デジタルガバメント実行計画」における「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を含んでいること。

市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての財政措置について

1 趣旨

- 「自治体DX推進計画」では、自治体DXの各種取組みを推進するための組織体制として、役職ごとの役割を設定し、全庁的・横断的な体制整備に着手することが望ましい、としている。
- そこで、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となるが、市町村においては、適任者が見つけられないなどその人材確保が課題となっている。
- 新たに、市町村がCIO補佐官等として、外部人材を任用等する場合の経費について特別交付税措置を講じる。

2 財政措置の概要

(1) 対象経費

令和3年度から、新たに、市町村がCIO補佐官等として、外部人材を任用等する場合の経費として次に掲げるもの

- ・特別職非常勤職員として任用する場合:報酬費等(期末手当等の各種手当てを含む。)
- ・外部に業務委託する場合:物件費(委託料)
- (2) 措置額

市町村が支出した対象経費の合計額に0.5を乗じて得た額

(3) 措置期間

令和3年度~令和7年度



令和3年4月以降に任用等した場合に特別交付税措置の対象となることから、 市町村に対して、必要に応じ速やかにCIO補佐官等として、外部人材を任用等するよう通知。

地方公共団体の情報担当職員等に対する各種研修等(1)

実施主体	研修の名称(括弧内は開始年度)	研修期間	対象者(※は直近の定員)	研修内容
総務省自治大学校	ICT人材育成特別研修 (R2)	9月末頃予定	都道府県及び市区町村の情報 政策担当職員 ※30名程度	行政のデジタル化の推進にあたって留意すべき事項、民間企業による講演、地域の課 題解決に向けたグループワーク
市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー: JAMP)	ICTによる情報政策 <地方公共 団体情報システム機構と共催> (H26~)	8月30日 ~9月3日(5日間)	市区町村情報政策担当職員 ※50名	マイナンバーカード、ICT等の利活用の 最新動向、情報政策の企画立案、行政 サービスの充実等に関する講義・演習
全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー: JIAM)	Society5.0時代への対応 〜スマートシティの実現に向け て〜 (R2〜)	5月19日~21日(3日間)	市区町村等の職員 (市区町村議会議員の受講 も可) ※30名	AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術を知り、それらを活用し、地域の具体的な課題の解決や発展を目指す「スマートシティ」への転換について、先進事例を学びながら考える
	第2回市町村議会議員特別セミナー	7月20日~21日(2日間)	市区町村議会議員	うち1コマを「Society5.0時代の到来と 行政のデジタル化(仮)」と題して実施。
	地方行政のデジタル化 (R3~)	9月13日~15日(3日間)	市区町村等の職員 ※30名	これまでの枠組みにとらわれずに、新しい仕組み、技術等を活用し、行政サービスのデジタル化に取り組む先進事例等を学び、地方行政のデジタル化について考える。
全国地域情報化推進協会 (APPLIC)	※調整中のため日程等はR2の内容 自治体CIO育成研修 (H18~)	IT投資評価・ガバナンス篇 (オンライン研修) (本編) 8月27日〜28日 (分科会) 9月29日、 10月19日、 11月16日 全体最適化と調達・運用設計 編(集合研修) 12月14日〜18日(5日間)	・CIO(補佐官含)候補者 ・情報政策部門責任者 ・監督者及びCIOスタップ等 ・全庁・組織間の情風政策に問題 意識のある中堅若手職員 ・情報政策部門、原果の情報シス テム・データ利活用機が担当者 ※加発筆冊・ガリンス篇: 定員なし ※全体最適に調達運用環制編20名	情報化の課題整理(リモート環境・セキュリティ等)、リモート環境下におけるITガバナンスと投資評価、オンライン手続の推進、先進事例紹介、分科会(演習) 等

地方公共団体の情報担当職員等に対する各種研修等(2)

実施主体	研修の名称(括弧内は開始年度)	研修期間	対象者(※は直近の定員)	研修内容
地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)	(動画研修) 新任情報化担当者(管理職)セミナー 情報セキュリティ対策セミナー 情報化政策セミナー AI・RPA導入セミナー 自治体DX入門セミナー (ライブ研修) 情報化研修企画セミナー 情報セキュリティ監査セミナー 情報システムに関する・ラーニング (H26~) 等	動画研修 3か月程度 ライブ研修 1~2日間 eラーニング 3か月程度	都道府県及び市区町村の職員 (情報セキュリティ、情報化推 進、ICT利活用、ICT技術) ※動画研修:原則、定員設定なし 一部60名及び100名 ※ライブ研修:40名 ※・モラーニング:500~1,500名 (全5コース)	マイナンバーカードやデータの利活用等、最新動向を踏まえながら、情報政策の企画・立案から政策目標の策定、行政サービスの充実など講義及び演習を通じて、情報化を効率的かつ円滑に推進するための必要な知識を得るための動画研修(19セミナー)、ライブ研修(7セミナー)及び専門eラーニング(5コース)を用意。
地方自治研究機構 (RILG)	「Society5.0時代の地方」セミナー (R2~(H30、R1:自治体AI活用実務講 習会))	東京、仙台、京都、福岡会場 で各1日(※YouTuben信あり) (R2は東京、札幌、京都、福岡)	都道府県及び市区町村の清極政策担当以外の各行政館門の職員 ※各会場の~150名程度(全国会場)	Society5.0時代の地方とは、先進事例紹介、AI・RPA等のデモンストレーション
	5分でできる!情報セキュリティ ポイント学習			中小企業の情報セキュリティ対策水準の底 上げを図るためのツール
情報処理推進機構 (IPA)	映像で知る情報セキュリティ	オンラインでいつでも視聴可	_	情報セキュリティ上の様々な脅威と対策を ドラマなどを通じて学べる映像シリーズ。 社内研修などでの活用向け。
	IPA Channel (YouTubeチャンネル)			IPA Channel では、IPA主催の講演・セミナーの模様のほか、さまざまな動画を配信。

その他(資格等)

実施主体	資格の名称(括弧内は開始年度)	実施時期	対象者	内容
情報処理推進機構 (IPA)	国家資格 情報処理安全確保支援士(登録セ キスペ)制度 (H28~)	・毎年4月・10月に試験実施 ・毎年4月・10月に合格者の 登録実施(資格取得) ・資格取得後1年に1回のオ ンライン講習、3年に1回の 実践講習(経済産業省令で定 めるところにより当講習を受 講する必要あり)	すべての企業・組織、IT技術者 ※年間2,000名程度が資格取得	国家資格「情報処理安全確保支援士(登録セキスペ)」制度が2016年10月に創設され、IPAが本制度の実施機関として、制度を運営している。継続的な講習受講義務による人材の質の担保や、登録情報の公開による人材の見える化などを通じて、企業や組織で必要となるサイバーセキュリティ人材の育成・確保と、その活用促進を目指す。・受験手数料:5,700円・オンライン講習受講費用:20,000円・実践講習受講費用:80,000円